

個別事業計画書

所管部署：土木建築部 都市計画課

(単位:千円)

事業名	都市計画策定事業	細事業名	新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等	都市計画法			
	6 にぎわいの市街地をつくる		生産緑地法			
	(1)都市計画		都市緑地法			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	合併による、新たな都市計画の基本的方針・基本計画を定める必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	都市計画マスタープランの作成 緑の基本計画の作成 生産緑地地区の指定業務 都市計画審議会等	都市計画区域内の土地利用及び緑地計画が明確となる。	9,076
具体的な実施内容	南丹市のまちづくりの方針・基本計画を定め、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動が図られるよう計画を策定する。 ・都市計画マスタープラン ・緑の基本計画 ・生産緑地地区の指定		平成21年度	都市計画マスタープランの作成 緑の基本計画の作成 生産緑地地区の指定業務 都市計画審議会等	都市計画区域内の土地利用及び緑地計画が明確となる。	4,576
事業の目的	市街化区域内の土地利用を明確化するとともに良好な市街地を形成することを目的とする。		平成22年度	都市計画審議会等	都市計画決定等について審議され良好な都市形成が図られる。	576
事業の効果	南丹市の都市計画区域内の土地利用の明確化がなされ、都市構造・交通体系等に係る事業の推進が図れる。					